

第5節

公共土木施設

第1項：道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

再生期後半における取組のポイント

① 高規格幹線道路等の整備

- 三陸縦貫自動車道の整備などの高規格幹線道路の充実強化
- みやぎ県北高速幹線道路など地域高規格道路の整備推進

② 主要幹線となる国道、県道の整備及び 復興まちづくりと一体となった関連道路の整備

- 国道等、主要幹線道路の整備
- 大島架橋事業の推進
- 高盛土構造の防災道路の整備促進

③ 橋梁等の耐震化・長寿命化

- 橋梁などの道路関連施設の耐震化及び長寿命化の促進

④ 港湾機能の拡充と利用促進

- 仙台塙釜港の利用拡大に向けた埠頭用地拡張や防波堤の延伸
- ポートセールスの推進

⑤ 仙台空港の利用促進

- 空港施設の早期復旧と定期便の運航再開
- 全国に先駆けた空港民営化の推進
- 積極的なエアポートセールスによる航空路線の拡充

①高規格幹線道路等の整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

常磐自動車道の全線開通
首都圏とのダブルネットワークが形成

高規格幹線道路等の整備のうち、常磐自動車道では、平成26年12月に相馬IC～山元IC間及び浪江IC～南相馬IC間(福島県区間)が開通し、宮城県内の全区間が開通しました。さらに、平成27年3月の浪江IC～常磐富岡IC(福島県区間)の開通により常磐自動車道が全線開通し、東北自動車道とともに首都圏と仙台都市圏を結ぶダブルネットワークが形成されました。また、平成27年度には名取中央スマートIC、山元南スマートICが着工し、鳥の海スマートICが開通しました。

三陸縦貫自動車道においては、鳴瀬奥松島IC～石巻女川IC間及び仙台港北IC～利府中IC間の4車線化が完成するとともに、新たに石巻女川IC及び多賀城ICが新設され、供用を開始しました。

東北道と三陸道を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路は、Ⅱ期区間(中田工区)及びⅣ期区間(築館工区)で、道路改良工事や橋梁工事を推進し、特に、Ⅳ期区間の東北縦貫自動車道を跨ぐ後沢本線橋の架設が完了するなど、着実に整備を推進しました。



写真:常磐自動車道 相馬IC～山元IC開通



写真:三陸沿岸道路 三滝堂IC～志津川IC開通



写真:三陸沿岸道路 大谷海岸IC～気仙沼中央IC開通



写真:三陸縦貫自動車道 多賀城IC開通



写真:仙台東部道路 名取中央スマートIC開通



写真:常磐自動車道 4車線化(山元IC～岩沼IC)着工

②主要幹線となる国道、県道の整備及び復興まちづくりと一体となった関連道路の整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

県管理道路の通行止めが全て解除

沿岸部の道路災害について、レベル1津波対応の防潮堤計画や復興まちづくり計画に合せた道路の復旧計画を策定し、実施保留の解除手続きを進めました。

また、東日本大震災の被害による県管理道路の通行止めについては、平成26年10月に牡鹿半島公園線が通行可能となったことにより、全ての通行止めが解除されました。

市町村が進めるまちづくり計画と一体となった道路整備を進め、平成28年3月には、主要地方道気仙沼唐桑線東舞根復興道路が供用を開始し、路線に隣接する2地区の団地へアクセスが可能となったほか、国道398号戸倉復興道路では、隣接する戸倉小学校の落成に先立ち、平成27年10月に区間の一部供用を開始しました。

宮城・秋田両県を結ぶ国道108号では、現道隘路区間の解消や災害時の迂回路の確保を目的として整備を進めてきた花渕山バイパスが、平成27年11月に供用を開始しました。

大島架橋事業では、平成27年度までに、計画されていた5基のトンネル全てが完成し、気仙沼大島大橋本体の工場製作を進め、事業の推進を図りました。



写真:主要地方道気仙沼唐桑線 東舞根復興道路開通

気仙沼大島大橋の架設が完了

復興まちづくりと一体となった道路整備では、平成28年8月10日に国道398号戸倉・波伝谷復興道路が供用を開始したほか、被災市街地復興土地区画整備事業と一体的に整備を進めてきた清水浜志津川港線志津川復興道路の災害復旧事業が全て完了しました。

復興まちづくりと一体となった道路整備では、防災集団移転促進事業による高台団地へのアクセス道として、国道398号御前浜復興道路が平成29年10月に供用を開始しました。

県際・都界道路等の地域連携を強化する道路整備では、宮城・山形両県を結ぶ国道347号の冬期閉鎖区間の通年通行が平成28年冬季より実現しました。さらに、主要地方道岩沼蔵王線(大師・姥ヶ懐工区)ではトンネル本体工事に着手しました。

離半島部の災害に強い道路として整備を進めている大島架橋事業では、平成29年3月に気仙沼大島大橋の架設が完了し、平成30年度の完成に向けて整備を推進しました。また、女川町出島では、一般県道出島線(出島工区)が平成28年12月に供用を開始したほか、出島と本土を結ぶ出島架橋工事を女川町から受託し、基本設計に着手しました。



写真:国道347号 通年通行開始

内陸部全ての災害復旧事業が完了

公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)では、平成29年度末で計画1,534箇所に対して、1,490箇所(道路1,388箇所、橋梁102箇所)が完成し、内陸部における道路・橋梁の災害復旧事業が全て完了しました。

復興まちづくりと一体となった道路整備では、防災集団移転促進事業による高台団地へのアクセス道として、国道398号御前浜復興道路が平成29年10月に供用を開始しました。

また、県際・都界道路等の地域連携を強化する道路整備では、宮城・山形両県を結ぶ国道347号の冬期閉鎖区間の通年通行が平成28年冬季より実現しました。さらに、主要地方道岩沼蔵王線(大師・姥ヶ懐工区)ではトンネル本体工事に着手しました。

また、県南部の東西軸を形成する主要地方道岩沼蔵王線志賀姥ヶ懐トンネルが貫通したほか、隣接県との連携を強化する県際道路として、国道398号湯浜地区のなだれ沢スノーシェッド本体工事が完成しました。

大島架橋事業については、気仙沼大島大橋本体工事が完成したほか、道路改良工事を進めているなど、平成30年度の完成に向けて事業を推進しました。



写真:国道398号 御前浜復興道路開通

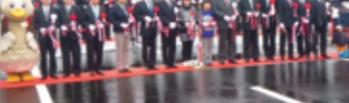


写真:国道108号 花渕山バイパス開通



写真:一般県道大島浪板線 気仙沼大島大橋架設完了



写真:主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線 菖蒲田浜復興道路開通

③ 橋梁等の耐震化・長寿命化

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

「宮城県道路メンテナンス会議」を設立
各道路管理者の知識向上を図る

橋梁等の長寿命化の取組として、県内の各道路管理者からなる「宮城県道路メンテナンス会議」を平成26年6月に設立しました。会議では一般国道4号名取大橋や県道船岡停車場船迫線の柴田大橋で橋梁点検の現地研修会等を開催し、各道路管理者の技術力向上を図るとともに、道路や橋梁の点検結果について報告や意見交換を行い、道路定期点検に対する知識向上と理解を深めました。

平成26年度には、震災により被災した橋梁の復旧状況や、平成25年9月の改正道路法の施行により、道路管理者の維持管理における義務の明確化などを踏まえて、県管理の全管理橋梁1,756橋を対象に「宮城県橋梁長寿命化計画」を改定し、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理への転換を図りました。また、近接目視による橋梁点検を継続して実施し、平成27年度までに468橋の点検が完了しました。

橋梁耐震化事業については、宮城県沖地震以前の基準で建設された橋梁(S55道路橋示方書)のうち、主要な幹線道路上の橋梁について耐震化を進め、計画している61橋に対して、平成27年度までに35橋が完了しました。



写真:宮城県道路メンテナンス会議状況

再生期後半

平成28年度

新たに横断歩道橋長寿命化計画を策定

継続して耐震化・長寿命化対策を推進

橋梁長寿命化事業では、平成26年度に改定した橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁の補修を行い、平成28年度は国道286号釜房大橋など4橋で補修が完了し、累計56橋の補修が完了しました。また、平成25年度より義務化された5年に1度の近接目視による橋梁点検については、480橋について実施し、累計948橋の点検が完了しました。

橋梁長寿命化事業では、県道角田山元線の角田橋や、県道築館登米線の新田跨線橋など7橋が完成し、累計63橋の補修が完了しました。また、橋梁点検については、478橋について実施し、累計1,426橋の点検が完了しました。さらに、平成28年度に策定した横断歩道橋長寿命化計画に基づき、補修設計や補修工事を進めました。

橋梁耐震化事業では、主要な幹線道路上の橋梁について耐震化を進め、県道若柳花泉線の若柳第二大橋など5橋で耐震化が完了し、累計40橋の耐震化が完了しました。

宮城県道路メンテナンス会議では、これまでの橋梁点検研修に加え、国道4号名取川橋において、既設橋の耐震化対策についての講習会を実施するなど、継続してインフラメンテナンスに取り組みました。



写真:国道286号 釜房大橋(補修前)



写真:県道亘理大河原川崎線 東根橋(耐震化前)



写真:宮城県道路メンテナンス会議 現場点検研修



写真:国道286号 釜房大橋(補修後)



写真:県道亘理大河原川崎線 東根橋(耐震化後)

④ 港湾機能の拡充と利用促進

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

災害に強い港湾の形成と
港湾利用の促進

物流拠点として重要な港湾施設については、主要な岸壁や荷捌き施設の災害復旧は平成27年度までに完了しました。県内8港湾(11港湾港区)における港湾施設災害復旧事業は、女川湾口防波堤等が完成し、着手率は約94%、完成率は約52%となりました。

レベル1津波に対応した防潮堤の整備も住民や関係者との合意が得られた箇所から実施しました。また、津波による港湾からのコンテナや完成自動車等の貨物の流出・散乱や港湾内外への津波漂流物の堆積によって、避難や救助、船舶や車両による緊急物資輸送に支障をきたしたことを教訓とし、臨港地区へ障害物が流出しないための対策として津波漂流物対策施設の工事に着手しました。

港湾の利用拡大に向け、荷主や船会社等の企業訪問やセミナーを実施し、平成27年6月北米のタマコ港やバンクーバー港、10月韓国の釜山港、11月ロシアのウラジオストク港とポストーチヌイ港を、ダイレクトに結ぶ定期航路が新設されました。その結果、平成27年には、コンテナ貨物取扱量が過去最高値を記録しました。また、構造改革特区「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」が平成23年に全国で初めて宮城県の全域が指定されたことから、45フィートコンテナの普及と利用拡大を目的に輸送車両の購入支援事業を推進しました。

港湾利用の促進を目指した
ポートセールスの推進

港湾整備事業として、コンテナ貨物の集貨促進や新規航路の誘致及び既存航路の維持に向けて、企業訪問や首都圏セミナーの開催などポートセールスの展開を図り、仙台塩釜港の利用拡大を推進しました。その結果、外貨コンテナ定期航路(韓国航路)が開設され、平成28年4月に第1船が寄港しました。この開設により、韓国航路が3航路週3便となり、各国との輸出入の利便性が向上しました。また、平成28年のコンテナ貨物取扱量は24万8千TEUを記録し、2年連続過去最高を更新しました。

また、クルーズ船寄港による東北地域の観光振興等を推進することを目的として、国や関係団体等で組織される「東北クルーズ振興連携会議」が設置されました。

被災した港湾施設の災害復旧事業は、西ふ頭桟橋(塩釜港区)等が完成し、港湾施設における着手率は約97%、完成率は約57%となりました。また、さらなる港湾機能の拡充のため、高砂コンテナターミナルの拡張及び高松2号ふ頭の整備を推進しました。

東北をけん引する中核的国際拠点港湾を
目指した港湾物流機能の強化

港湾整備事業として、仙台塩釜港(仙台港区)において、高砂ふ頭の混雑解消と物流の効率化のためのコンテナターミナル拡張整備を継続して推進しました。また、さらなるコンテナ貨物の増加に対応するため、国直轄事業としてふ頭再編改良事業が新規採択され、高砂2号岸壁の延伸改良事業に着手しました。一方、バルク貨物の船舶の大型化や中野ふ頭の混雑解消を図るために整備を進めていた高松2号ふ頭が完成し、平成29年12月に供用開始しました。

港湾利用促進事業として、コンテナ貨物の集貨促進や新規航路の誘致及び既存航路の維持に向けて、企業訪問や首都圏セミナーの開催などポートセールスの展開を図り、仙台塩釜港の利用拡大を推進しました。その結果、平成29年のコンテナ貨物取扱量は26万1千TEUを記録し、3年連続過去最高を更新しました。

被災した港湾施設の災害復旧事業は、西浜防潮堤(石巻港区)等が完成し、港湾施設における着手率は約99%、完成率は約70%となりました。

仙台塩釜港(仙台港区)



写真:高松2号ふ頭が平成29年12月に供用開始



イメージ図:高砂コンテナターミナルの拡張イメージバース

⑤仙台空港の利用促進

再生期前半(平成26・27年度) → 再生期後半 平成28年度 → 再生期後半 平成29年度

仙台空港民営化の決定
空港旅客数の回復へ

「仙台空港特定運営事業等実施方針」が公表され、平成25年度に成立した「民活空港運営法」に基づく国管理空港民営化第一号として、仙台空港の民間運営委託の実施が決定されました。平成26年6月、国の「仙台空港特定運営事業等募集要項」に合せた、県の「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認事項」により事業者の公募を開始しました。平成27年12月、優先交渉者に選定された「東急前田豊通グループ」(東京急行電鉄代表)により設立された仙台国際空港が、国との間で公共施設等運営権実施契約を締結しました。平成28年2月から同社による空港ビル施設等の運営が開始され、7月には国管理空港初の空港民間運営が行われることとなりました。

平成26年4月スカイマーク「仙台ー神戸線」が新規就航し、平成27年3月にはピーチ・アビエーションが平成29年夏をめどに仙台空港を拠点空港とすることを発表しました。平成28年2月からの仙台空港一部民営化に先駆け、1月に仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議が開催されました。東アジア4時間圏への直行便の拡充を目指すほか、仙台空港が東北のグローバル・ゲートウェイとして大きく発展することが期待されています。



写真:LCC連携



写真:ピーチ・アビエーションの仙台空港拠点化に伴う札幌線、台北線の新規開設記者会見の様子



写真:東北各県知事トップセールスの様子

仙台空港民営化を契機とした路線拡充
地域経済の活性化を促進

平成28年7月から仙台空港が民営化され、空港運営権者による民間ノウハウを活かした誘致活動や知事及び副知事によるトップセールス等(220件)を進めた結果、路線拡充が実現しました。アシアナ航空によるソウル線のデイリー運航(毎日1便)、タイガーエア台湾及びトランസAsia航空による台北線新規就航、エバー航空による台北線増便など、国際線が大幅に拡充された結果、国際線利用者数が前年比42%増と大きく増えました。

仙台空港の民営化を契機とした宮城・東北の地域活性化に向けて、地元企業・関係機関等との連携を促進しました。具体的には、LCCと連携し、LCC旅行者層を対象とした観光資源の磨き上げや掘り起こしによる東北の新たなコンテンツの開発とそれを活用した誘客キャンペーンを実施しました。

LCCと連携して、台湾からの宮城・東北への観光誘客を促進するため、WEB・SNS等による観光情報の発信を行うとともに、ピーチ・アビエーション「仙台ー台北線」搭乗者向けキャンペーンを実施しました。

また、若者を対象にパスポート取得費の一部を助成するキャンペーンや、タウン誌等のメディアを活用した就航地の観光情報等の掲載などを通し、仙台空港の利用促進を図りました。

貨物については、各関係機関と調整を行い現状把握に努めました。



写真:フジドリームエアラインズ新規運航ポスター

第5節

公共土木施設

第2項：海岸、河川などの県土保全

再生期後半における取組のポイント

① 海岸の整備

- 防災・減災機能の強化を図りながら海岸の整備を促進

② 河川の整備

- 河道改修やダムなどの整備による上下流一体となった総合的治水対策の推進

③ 土砂災害対策の推進

- 県土全体の土砂災害防止対策を実施
- 住民の防災意識の醸成

④ 貞山運河再生・復興ビジョンに基づく運河の復旧・復興

- 「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づく取組の具体化

① 海岸の整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

多重防御を支える仙台南部海岸の堤防復旧工事が9割以上完成

津波や高潮から防御するため堤防拡幅や新設等の整備を実施しました。被災した海岸保全施設等について、「公共土木施設災害復旧工事」により57箇所で工事に着手し、気仙沼市の荒谷前地区海岸、南三陸町の波伝谷地区海岸、石巻市長浜地先海岸、安住地区海岸、東松島市大曲地区海岸等で復旧工事が完了し、着手率は約9割、全体の完成率は約2割となりました。

平成16年に策定した三陸南沿岸及び仙台湾沿岸の海岸保全計画を、震災を踏まえた海岸保全基本計画に改定しました。

気仙沼市津谷川・中島海岸については、「中島海岸及び津谷川災害復旧事業に関する検討会」を平成26年度に設置し、自然環境と共存した早期復興を行うという整備方針を取りまとめ、全体説明会を開催し、地域からの了承が得られました。

被災した海岸保全施設等の復旧・機能強化に努める

「公共土木施設災害復旧事業」により、被災した海岸保全施設等について、61海岸のうち59海岸で施設復旧工事に着手しました。一部箇所で、関係機関との調整や用地取得に不測の時間を要しましたが、平成28年度においては8海岸で災害復旧工事が完了しました。

「海岸改良事業」により、被災した海岸保全施設等の機能強化を図るため、施設復旧と合わせて堤防の拡幅や新設を行い、機能強化を行いました。また、津波情報提供設備の設置を行いました。さらに、施設設計や用地買収を行いました。

「海岸改良事業」については、引き続き、堤防工事を進捗させ、堤防の機能強化を図ったほか、施設設計や用地買収を進めています。

また、被災地における河川・海岸の整備にあたり、自然環境への配慮として「宮城県環境アドバイザー」から助言・指導を受け工事を実施してきましたが、復旧が一定程度進み、平成28年7月に住民説明会を開催し、地域からの了承を得ました。

多重防御を支える仙台南部海岸は、全延長29kmの災害復旧工事が完成しました。

菖蒲田浜地区海岸等の防潮堤整備が完了

「公共土木施設災害復旧事業」は、全ての海岸において本格的な工事に着手することができ、平成32年度までの全箇所完成を目指して取組を加速させました。平成29年度には、10海岸で復旧工事が完了し、全61箇所のうち、半数以上の箇所が完成しました。

平成29年7月には、菖蒲田浜地区の復旧・復興事業の竣工式が、宮城県と七ヶ浜町の共催により菖蒲田浜海浜公園で盛大に行われました。この後、菖蒲田海水浴場がフルオープンすることとなりました。

「海岸改良事業」については、引き続き、堤防工事を進捗させ、堤防の機能強化を図ったほか、施設設計や用地買収を進めています。

また、被災地における河川・海岸の整備にあたり、自然環境への配慮として「宮城県環境アドバイザー」から助言・指導を受け工事を実施してきましたが、復旧が一定程度進み、実施した保全対策の検証などから、今後発生しうる大規模災害時に活用可能なガイドスとして、工事実施に伴う課題の整理や具体的な保全対策をとりまとめた「宮城県河川海岸環境配慮指針」を策定しました。



写真:大谷里海(まち)づくり検討委員会



写真:仙台湾南部海岸完成式の様子



写真:荒谷前地区海岸完成



写真:菖蒲田浜地区の復旧・復興事業の竣工式の様子

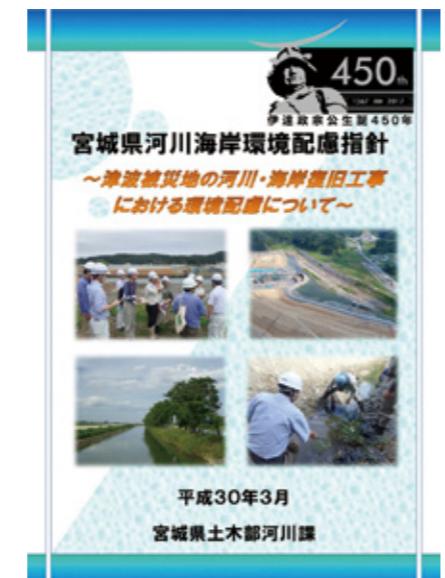


写真:宮城県河川海岸環境配慮指針

② 河川の整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

**一大プロジェクト、長沼ダム竣工
河川の災害復旧工事着手率99%**

震災による地盤沈下で浸水等のリスクが高まった低平地の治水安全度を早期に向上させるため、「公共土木施設災害復旧事業(河川)」において対象である107河川、274箇所のうち、北上運河、砂押川、五間掘川、皿貝川などで復旧工事を本格着手し、平成28年3月末日時点で着手率約99%、完成率は約81%となりました。

内陸部の全ての河川で復旧が完了しました。被害の大きかった沿岸域の42箇所も、全て本格的な工事に着手し、復旧を加速化させました。

昭和46年に事業着手した長沼ダムは、震災の影響を受けながらも、鋭意建設工事を推進し、計画から40年以上をかけた平成26年5月に竣工しました。

また、河道改修やダム整備による治水対策も引き続き実施し、川内沢川放水路の完成等により、総合的な治水安全度の向上が図られました。

**沿岸域の復旧・復興とともに
内陸部の治水対策を緊急かつ集中的に推進**

「公共土木施設災害復旧事業」により、被災した河川施設等について、施設復旧を行いました。全ての対象河川では本格的な工事に着手しており、平成28年度は被害の大いかった沿岸域で初となる北上運河の42箇所で復旧が完了しました。

「河川改修事業」として、震災の影響による地盤沈下や集中豪雨の多発、都市化の進展に伴う被害リスクの増大などに対し、沿岸域では市町のまちづくりや災害復旧と連携した浸水対策を10河川で行い、さらに内陸部においても緊急かつ集中的に治水対策

を推進するため「災害に強い川づくり緊急対策事業」としてアクションプランを策定し、平成28年度は渋井川や大江川、迫川など18河川において改修を進め、併せて円滑な避難に向けたソフト対策として洪水予報、水位周知河川の見直しや監視カメラの増設を行いました。

**総合的な治水対策として
川内沢川ダムの建設に着手**

「公共土木施設災害復旧事業」により、被災した河川施設等については、平成29年度には、全ての河川において本格的な工事に着手することができ、平成32年度までの全箇所完成を目指し、取組をさらに加速させました。平成29年度は五間堀川の1箇所で復旧が完了しました。また、復興まちづくり計画と一体となった復興事業による浸水対策についても併せて推進しました。

被災地における河川・海岸の整備において、自然環境への配慮として「宮城県環境アドバイザー」から助言・指導を受け工事を実施してきましたが、復旧が一定程度進み、実施した保全対策の検証などから、今後発生しうる大規模災害時に活用可能なガイドスとして、工事実施に伴う課題の整理や具体的な保全対策をとりまとめた「宮城県河川海岸環境配慮指針」を策定しました。

また、復旧・復興事業とともに総合的な治水対策として、川内沢川のダム建設について、平成29年6月に全体計画が認可され地質調査や付替市道に係る橋梁設計等に着手しました。

内陸部の治水対策においても、河川改修やソフト対策と併せて適切な維持管理による流下能力の確保として、堆積土砂撤去や支障木伐採のほか、堤防点検及び対策について推進しました。



写真:長沼ダム竣工式の様子



写真:北上運河災害復旧工事完成



写真:川内沢川放水路完成



写真:河川監視カメラ画像 白石川



写真:五間堀川災害復旧工事完成

③ 土砂災害対策の推進

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

砂防や地すべり対策事業を推進
県管理施設の適切な管理を実施

平成26年度は、復興事業と通常事業を合わせ砂防事業4箇所、火山砂防事業2箇所、地すべり事業2箇所、急傾斜地崩壊対策事業3箇所を実施しました。そのうち大洞沢砂防事業、江合川下流2山砂防事業、泊浜急斜地崩壊対策事業が概成し、残る5箇所は平成27年度の完了を目指して事業を推進しました。

平成27年度は新たに、砂防えん堤等の砂防設備の整備を3箇所、急傾斜地崩壊防止施設の整備を5箇所で行い、さらに地滑り対策事業を実施しました。ハード整備の進捗が復興事業の本格化した影響により、資材や労務の確保が困難な期間がありました。

平成26年度から継続事業として、県が管理する施設のパトロール、支障木の伐採等の維持管理及び被災箇所の修繕等を実施し、適正な管理を行いました。さらに地形、地質、降水等の状況や土砂災害のおそれがある土地の利用状況を調査し、平成27年度には1,394箇所を土砂災害警戒区域に指定しました。

過去に土砂災害が発生した地域、または発生するおそれのある高い地区における防災体制を確立するため、宮城県砂防総合情報システム構築のための基盤情報を整備しました。また、県民に対し、土砂災害警戒情報のメール配信システム提供について更なる周知を図りました。

土砂災害からの防災対策を徹底
土砂災害警戒区域は1,605箇所に

「情報基盤緊急整備事業」として、宮城県砂防総合情報システム構築のための基盤情報を整備し、一般向けのコンテンツの拡充を図りました。

土砂災害からの防災対策を推進するため、地形、地質、降水等の状況や土砂災害の恐れがある砂防・急傾斜の利用状況等を調査し、1,605箇所において土砂災害警戒区域等の指定を実施しました。

また、「砂防事業」として、土砂災害からの防災対策を図るために、4箇所において砂防えん堤等の砂防設備の整備を実施し、うち1箇所が完成しました(累計239箇所→240箇所)。

「急傾斜地崩壊対策事業」として、6箇所において急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施し、うち1箇所が完成しました(累計355箇所→357箇所)。

さらに、「急傾斜地崩壊対策事業」として、急傾斜地の崩壊による災害から人命保護及び国土の保全を図るために、6箇所において急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施し、うち2箇所が完成しました(累計353箇所→355箇所)。

地震により土砂災害が発生した箇所における土砂災害防止施設整備が完了したことにより、県民の生命の保護などの減災効果が期待できます。



写真:急傾斜地崩壊対策事業 鹿妻(石巻市)

砂防総合情報システム構築に向け
基盤情報の整備を行う

「情報基盤緊急整備事業」として、過去に土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ等)が発生した地区、または発生する恐れの高い地区における防災体制を確立するため、宮城県砂防総合情報システム構築のための基盤情報を整備し、法指定区域公表システムの統合・機能拡充を図りました。

「砂防事業」として、土砂災害からの防災対策を図るために、4箇所において砂防えん堤等の砂防設備の整備を実施し、うち1箇所が完成しました(累計239箇所→240箇所)。

「急傾斜地崩壊対策事業」として、6箇所において急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施し、うち2箇所が完成しました(累計355箇所→357箇所)。

土砂災害対策の推進については、土砂災害警戒区域等の指定が累計3,856箇所となり、着実に進んでいます。



写真:急傾斜地崩壊対策事業 館山一丁目3(気仙沼市)

④ 貞山運河再生・復興ビジョンに基づく運河の復旧・復興

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

「貞山運河再生・復興ビジョン」の推進体制の強化

平成25年に策定した「貞山運河再生・復興ビジョン」のさらなる推進のため、平成26年度には、「貞山運河再生復興会議」を設置し、また、各種専門部会等も設置するなど、復旧・復興の推進体制の強化を図り、関係機関と情報共有や意見交換を進めました。

復旧・復興を進める中、運河の象徴となる木曳堀の松の保全や東名運河において地元産稻井石を活用した護岸の復旧など、地域や関係機関と連携して景観の保全に取り組むほか、運河沿川各地への桜植樹事業を実施するなど、復旧・復興と併せて運河景観環境の保全・創出に取り組みました。

北上運河の復旧が完了
利活用促進にむけた取組を推進

運河の復旧・復興を推進するとともに、運河利活用促進にむけた推進体制の拡充を図るため、平成28年9月には「貞山運河利活用会」などを開催し、各運河での活動状況を共有し、「貞山運河再生・復興ビジョン」の取組を推進しました。

また、平成30年の明治改元150年に併せて明治150年記念施策とした「明治潜穴公園リノベーション事業」が着工しました。

また、復旧・復興の推進により平成28年10月には北上運河がみやぎの運河群で最初に復旧が完了し、完成式典を行いました。

震災からの復興の象徴、津波防災意識の醸成や未来への震災体験の伝承を目的として、平成29年3月18日に北上運河で桜植樹会を開催し、オオヤマザクラ54本、ヤマザクラ72本、オオシマザクラ17本の合計143本を植樹ボランティアや地域の方々とともに植樹しました。

運河の情報発信に向けた取組の推進

前年度に引き続き、「貞山運河再生復興会議」や「貞山運河利活用に関する意見交換会」などを開催し、各運河での活動状況を共有し、「貞山運河再生・復興ビジョン」の取組を推進しました。

また、平成30年の明治改元150年に併せて明治150年記念施策とした「明治潜穴公園リノベーション事業」が着工しました。

さらには、明治期と関わる深いみやぎの運河群を全国に発信し、復興支援に対する感謝を目的とした「全国運河サミットinみやぎ」の開催にむけて、運河沿川10市町と利活用団体で実行委員会を立ち上げました。

平成29年3月に開園した運河に隣接する岩沼海浜緑地において、平成30年3月19日に桜植樹会を開催し、オオヤマザクラ12本、ヤマザクラ37本、オオシマザクラ6本の合計55本を植樹ボランティアや地域の方々とともに植樹しました。



写真:第1回貞山運河再生復興会議



写真:第1回貞山運河利活用にむけた意見交換会



写真:明治潜穴公園リノベーション事業着手式



写真:地元資産を活かした東名運河



写真:桜植樹会in北上運河



写真:桜植樹会in岩沼海浜緑地

第5節

公共土木施設

第3項：上下水道などのライフラインの整備

再生期後半における取組のポイント

① 下水道の整備

- 水処理施設の増設
- 下水道施設の老朽化対策等によるコスト削減、耐震化等による長寿命化対策

② 広域水道、工業用水道の整備

- 耐震化普及と緊急時のバックアップ機能を担う連絡管の整備促進

① 下水道の整備

再生期前半(平成26・27年度)

良好かつ衛生的な水環境を形成
先進地の取組を学ぶ勉強会も開催

被災市町村の下水道の復旧・復興に対し、流域下水道施設の確実な機能推進を図りながら、下水処理能力の計画的増設を行い、宮城の良好な水環境の保全及び県民の衛生的な生活環境の形成を図りました。

設備面に関しては、すでに計画作成済みの長寿命化計画に基づき、経年劣化等の対策を行い施設の延命化を図りました。維持管理面に関して、新指定管理者の業務の適正管理をはじめ、平成26年度より宮城県下水道公社に委託していた監督評価業務を県直営で実施し、適切な実施方法の確立を図りました。

下水道技術力確保のため、関係各公社で構成する検討会を立ち上げ、「下水道職員育成開発プログラム」を策定活用しました。また「流域下水道事業の地方公営企業法の適用検討」「事業計画の策定」「都道府県構想(生活排水処理施設基本計画)の見直し」等の事業展開について検討を行いました。

下水道の普及啓発のため、平成27年は仙塩浄化センターで「下水道ふれあいフェア2015」(1,200人来場)を、石巻浄化センターで「第6回流域下水道まつり」(2,215人来場)を行いました。

人口減少社会を踏まえた下水道経営において、先進自治体である岩手県紫波町から講師を迎えた「まちづくりと下水道に関する勉強会」を平成27年11月に開催し、特徴的な取組について学びました。

再生期後半

平成28年度

流域下水道施設の更新工事や
全体計画の見直しを実施

流域下水道の流入量の増加と施設の老朽化に対応するため、仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川、北上川下流、迫川、及び北上川下流東部流域において処理場・ポンプ場・管渠施設の長寿命化・更新工事を実施しました。また、北上川下流流域において、流入量の増加に対応するため、処理場施設の増設を行いました。

さらに、清潔で良好な生活環境の確保と水質の保全を図るため、指定管理者制度により、流域下水道施設7流域(仙塩流域、阿武隈川下流流域、鳴瀬川流域、吉田川流域、北上川下流流域、迫川流域、北上川下流東部流域下水道施設)の管理運営を行いました。

また、仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川及び迫川流域において、事業計画の上位計画に位置付けられる全体計画の見直しを行いました。

再生期後半

平成29年度

流域下水道施設の更新工事や
事業計画の見直しを実施

流域下水道の流入量の増加と施設の老朽化に対応するため、仙塩、阿武隈川下流、吉田川、北上川下流、及び北上川下流東部流域において、処理場・ポンプ場・管渠施設の長寿命化・更新工事を実施しました。また、北上川下流流域において、流入量の増加に対応するため、処理場施設の増設を行いました。

さらに、清潔で良好な生活環境の確保と水質の保全を図るため、指定管理者制度により、流域下水道施設7流域(仙塩流域、阿武隈川下流流域、鳴瀬川流域、吉田川流域、北上川下流流域、迫川流域、北上川下流東部流域下水道施設)の管理運営を行いました。

また、仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川、及び迫川流域において、事業計画の見直しを行いました。



写真:増設した処理場施設(石巻浄化センター)



写真:第6回流域下水道まつり(石巻浄化センター)



写真:内面を被覆した管路施設



写真:塗装を施した汚泥処理タンク(県南処理センター)

② 広域水道、工業用水道の整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

強靭な水道の確保

東日本大震災により被災した県管理の水道用水供給事業、工業用水道事業については、平成24年度までに本復旧が完了しました。

県企業局では、厚生労働省が平成25年に策定した「新水道ビジョン」を受け、50年先、100年先を見据え、県企業局の水道事業を取り巻く課題の解決に向けた取組の方向性を示す「宮城県企業局新水道ビジョン」を平成26年9月に策定しました。

「広域水道緊急時バックアップ体制整備事業」では、仙南・仙塩広域水道の送水管は2系統の単線路であり、災害等により漏水事故が発生した場合、漏水箇所から下流への用水供給が不可能となることから、緊急時においても安全・安定的な水道用水の供給を図ることを目的とした緊急時におけるバックアップ用の高区・低区連絡管の整備事業の工事に平成26年度から着手しました。

「広域水道基幹施設等耐震化事業」では、大崎広域水道の麓山第一調整池耐震補強工事に着手するとともに各種基幹土木施設の耐震補強実施設計を行いました。

「工業用水道基幹施設耐震化事業」では、仙塩工業用水道の大梶配水池耐震補強工事に着手するとともに各種基幹土木施設の耐震補強実施設計を行いました。



写真:麓山第一調整池耐震補強工事(施工状況)

耐震補強工事等により安全で安定的な水道用水を確保

「広域水道緊急時バックアップ体制整備事業」においては、全体の管路整備延長(約13km)のうち新たに約2.6kmの送水連絡管の工事に着手し、前年度から施工している工事と併せて約6.4kmの工事を実施しました。また、水管橋や調整池などの構造物の設計等について概ね完了しました。

「広域水道基幹施設等耐震化事業」においては、安全で安定的な水道用水の供給を図るために、大崎広域水道では、麓山第一調整池の2池構造のうち、片池分についての耐震補強工事が完成しました。また、仙南・仙塩広域水道では、水処理施設の一つである接触槽の耐震補強工事に着手するとともに、高区調整池の耐震補強実施設計を実施しました。

「工業用水道基幹施設耐震化等事業」においては、工業用水を安定的に供給するため、仙塩工業用水道の大梶配水池耐震補強工事を実施しました。また、仙台圏工業用水道の熊野堂配水池耐震補強実施設計を実施しました。また、仙塩・仙台北部工業用水道において伸縮可とう管の補強工事を実施しました。さらに、仙台北部工業用水道桔梗平配水池の耐震補強実施設計を実施しました。

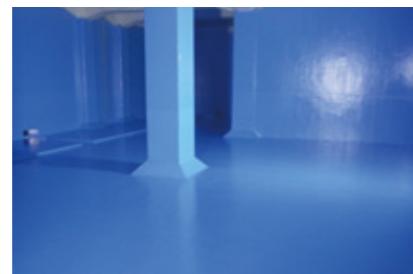


写真:麓山第一調整池耐震補強工事(完成)

緊急時におけるバックアップ体制を強化

「広域水道緊急時バックアップ体制整備事業」においては、全体の管路整備延長(約13km)のうち新たに約2.6kmの送水連絡管の工事に着手し、前年度から施工している工事と併せて約6.4kmの工事を実施しました。また、新たに約3.1kmの送水連絡管と送水管内の流量や圧力等を観測する施設である制御室の築造工事(2箇所)に着手しました。

「広域水道基幹施設等耐震化事業」においては、安全で安定的な水道用水の供給を図るために、大崎広域水道では、麓山第一調整池の2池構造のうち、片池分についての耐震補強が未了であった片池分について耐震補強工事に着手しました。また、仙南・仙塩広域水道では、濃縮槽耐震補強工事に着手しました。

「工業用水道基幹施設耐震化等事業」においては、工業用水を安定的に供給するため、仙塩工業用水道の大梶配水池耐震補強工事を実施しました。また、仙台圏工業用水道の熊野堂配水池耐震補強実施設計を実施しました。また、仙塩・仙台北部工業用水道において伸縮可とう管の補強工事を実施しました。さらに、仙台北部工業用水道桔梗平配水池の耐震補強実施設計を実施しました。

平成29年11月22日には、宮城県水道事業シンポジウム「人口減少社会における水道経営を考える」を開催し、県が水道3事業の運営責任を持ち続けたまま、民間事業者と連携して事業を運営する「上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」の紹介を行いました。

写真:宮城県水道事業シンポジウム
「人口減少社会における水道経営を考える」

第5節

公共土木施設

第4項：沿岸市町をはじめとするまちの再構築

再生期後半における取組のポイント

① まちづくりと多様な施策との連携

- 被災市町における新しいまちづくり支援や公共工木施設の整備
- 地域におけるコミュニティの再構築に配慮した施設の適切な配置、景観形成支援
- 広域防災拠点の整備促進
- 震災復興祈念公園の整備推進
- 防災集団移転元地の利用に向けた支援

1 まちづくりと多様な施策との連携

再生期前半(平成26・27年度)

災害に強いまちづくりの推進 防災集団移転事業も進む

「住宅再建・産業再生と一体となった復興まちづくり事業の推進」を目標に掲げ、それぞれの地域の特性を踏まえた被災市町の復興まちづくり支援を行い、復興まちづくり事業の進捗管理と情報提供、課題解決に向けた支援、復興まちづくりのあゆみの記録といった様々な取組を推進しました。

防災公園事業については県及び市町で実施する事業であり、各自治体の防災計画や土地利用計画により避難想定が大きく変わるために、施設整備にあたっては各種条件の整理や関係機関との協議などに時間を要しています。平成27年度までの防災公園事業の着手数は15箇所に留まっていることから、平成28年度以降も施設整備に向け早期着手を目指し、関係機関と調整しながら周辺住民、公園利用者の安全確保を図っています。

被災市街地復興土地区画整理事業については平成27年度までに19地区で住宅等建築が可能となりました。

防災集団移転促進事業についても、市町主体で実施する事業であり、県は各市町の整備計画を取りまとめました。平成27年度までの「住宅等建築が可能となった防災集団移転事業地区数」は159地区（全体の約81.5%）となりました。また、一般宅地の供給率としては、平成27年度までに約70%の区画が供給済みとなっており、平成28年度には約95%が供給予定となっています。

再生期後半 平成28年度

土地区画整理事業を推し進め 復興まちづくりを支援

防災公園事業については、施設整備に各種用件の整理や関係機関との協議などに時間を要していましたが、20箇所で事業着手し、岩沼海浜緑地については北ブロックが再開園しました。今後、全ての箇所で事業着手する事を目指し、関係機関と調整しながら周辺住民、公園利用者の安全確保を引き続き図っていくこととしています。

被災市街地復興土地区画整備事業については、2地区について工事着手し、工事着手地区数は33地区、県全体の97%となりました。また、5地区において住宅等建築が可能となり、住宅等建築工事可能地区数は石巻市の中央一丁目地区など24地区、県全体の71%になりました。一般換地による宅地供給戸数は計画戸数の約5割となり、石巻市の新渡波地区など4地区の換地処分が完了しました。

防災集団移転促進事業については、195地区のうち188地区で住宅等の建築が可能となりました。山元町つばめの杜地区でまちびらきを行うなど、事業実施予定の約96%の区画で住宅等の建築工事が可能となっています。

津波復興拠点整備事業については、12地区全てにおいて工事着手されました。山元町新坂元駅周辺地区でまちびらきなどを行うなど、2地区において住宅等の建築が可能となりました。11地区（全体の92%）で宅地供給を開始し、建築が可能となっていることから、防災機能が強化された都市構造への転換が進められています。3地区においては事業が完了しました。

また、被災市町復興まちづくりフォローアップ事業においては、市町の復興交付金事業計画の策定、勉強会や出前講座、復興まちづくりパネル展などを開催し、「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」「買い物環境カーネルテ」を作成して沿岸市町へ配布しました。

再生期後半 平成29年度

進む土地区画整理事業と宅地供給 復興まちづくりの総仕上げに向けて

防災公園事業については21箇所全箇所で事業着手されました。

被災市街地復興土地区画整理事業については、1地区において工事着手し、工事着手地区数は34地区となりました。また、10地区で住宅等建築が可能となり、住宅等建築工事可能地区数については34地区、県内全体で97%となりました。一般宅地の供給戸数は計画戸数の約82%に達し、東松島市の野蒜北部丘陵地区など6地区的換地処分が完了しました。事業の進捗状況については各市町・地区間においてバラツキが見られる状況であるため、今後も地域住民との合意形成や、関係機関との調整を行い、事業の加速化を図りながら進めていくように継続して指導・助言を行っていきます。

防災集団移転促進事業は、二子団地を最後に石巻市が実施してきた事業が全て完了するなど、195地区的うち194地区、事業実施予定の約99%の区画で住宅等の建築工事が可能となっています。

津波復興拠点整備事業については、平成29年度は1地区において宅地供給を開始し、12地区全てで建築が可能となりました。また、3地区において事業が完了し、事業完了地区は6地区となりました。

被災市町復興まちづくりフォローアップ事業については、引き続き、復興交付金事業計画の策定や勉強会、出前講座、パネル展を開催したほか、復興まちづくり産業用地カーネルテを更新し、産業用地パンフレットを作成しました。

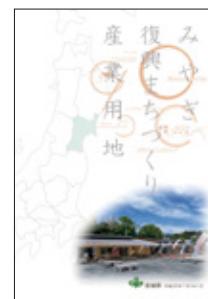


写真:みやぎ復興まちづくり産業用地パンフレット